

一団の農地の捉え方について

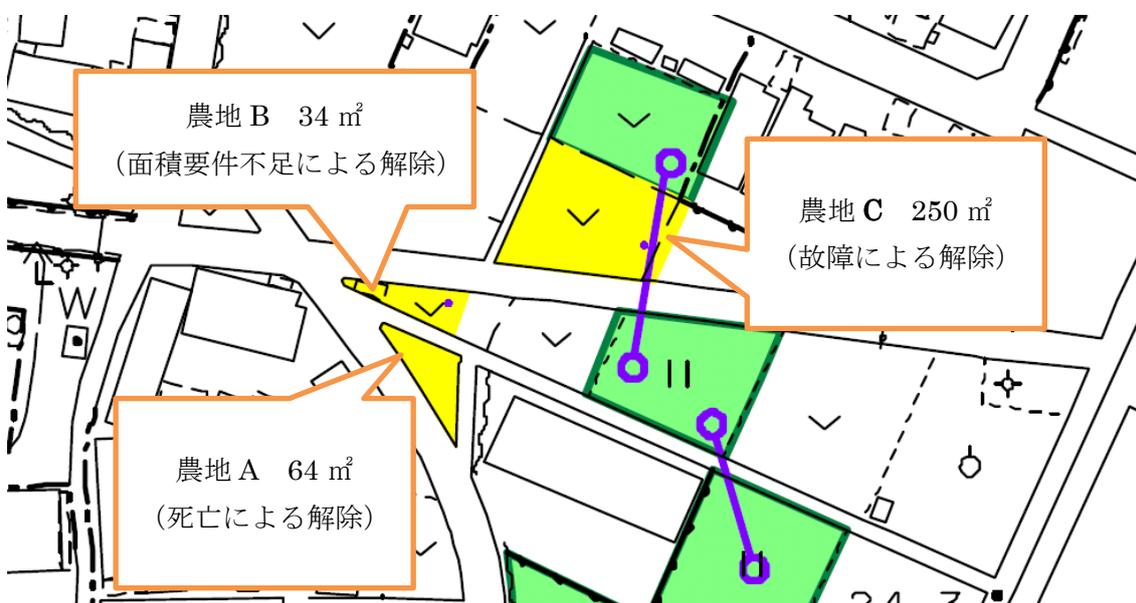
都市計画運用指針 IV-2-1 II) D20 イ 生産緑地 (抜粋)

「一団のものの区域」とは、原則として、物理的に一体的な地形的まとまりを有している農地等の区域であり、道路、水路等が介在している場合であっても、それらが小規模なもので、かつ、これらの道路、水路等及び農地等が物理的に一体性を有していると認められるものであれば、一団の農地等として取り扱うことが可能である。この場合、介在する道路、水路等は生産緑地地区の区域には含まれない。なお、小規模として取り扱う道路、水路等の幅員規模としては、6m 程度（※愛知県では 6.5m）が上限であるが、地域の実情に応じ、適宜判断することが望ましい。

(※以下平成 29 年 6 月 15 日改正により追記)

ただし、稠密な市街地等において、同一の街区又は隣接する街区に存在する複数の農地等が、一体として緑地機能を果たすことにより、良好な都市環境の形成に資する場合には、物理的な一体性を有していない場合であっても、一団の農地等として生産緑地地区を定めることが可能である。この場合、一団の農地等を構成する個々の農地等の面積については、100 m²程度を下限とし、地域の実情に応じ、適宜判断することが望ましい。」

議案第 2 号 P12 (図面番号 8、一団番号 33-33)



農地 A と B 間、B と C 間は幅員 6.5m 未満の道路・水路であることから、従前は A、B、C は物理的な一体性を有していたが、A が営農者死亡により解除となり、その後 C が解除（故障による解除）となった結果、B と他の一団番号 33-33 の各農地との一体性が失われ、かつ B の面積が 100 m² を下回ることから、B は面積要件不足により解除となるものである。